

インターネットと人権

○インターネットとくらし

パソコンや携帯電話など情報機器の普及により、私たちはインターネットを利用して、さまざまなサービスを受けたり、自分の意見や考えを発信したりすることが可能になりました。

しかし、インターネットの世界ではすべての情報が正しいとはいえませんが、間違った情報や人を傷つけたり、だましたりしようとする悪意のある情報も掲載されています。なかでも、他人の個人情報公表、差別的な書き込みなどは、情報が瞬時に全世界に広がるというインターネットの特性から考えると、取り返しのつかない事態を引き起こすこともあります。

○増加する人権侵害

インターネット上では、自分の名前や顔を誰にも知られることなく情報発信することが可能です。この匿名性を悪用して、人の人権を無視した発言や個人情報掲載板などに書き込むケースも多くあります。また、インターネット上で特定の人々に対する差別発言やいわれのない誹謗・中傷が行われていることは、見過ごすことのできない事実です。

法務省が平成22年3月26日に発表し

た「平成21年中の『人権侵害事件』の状況について(概要)

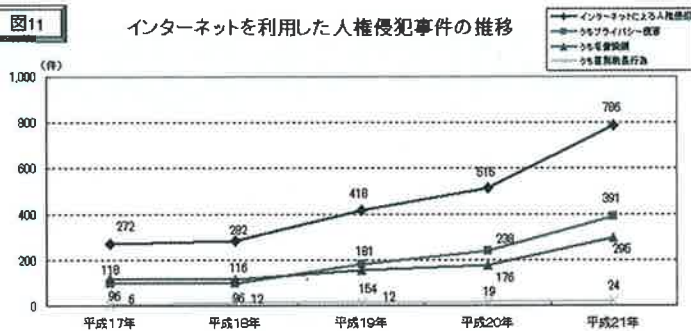
「人権侵害に対する法務省の人権擁護機関の取組」によると、全体の人権侵害が減少する中で、インターネットを利用した人権侵害事件は、ここ数年、急激な増加傾向を示しています。

平成21年中にインターネットを利用した人権侵害の件数は、前年の515件を大きく上回る786件(52.6%増)で、大幅な増加となっています。このうち、名誉毀損事案が295件、プライバシー侵害事案が391件となっており、この両事案で全体の87.3%を占めています。また、鳥取県でも平成21年中のインターネットによる人権侵害は、平成20年の9.5倍と急激に増加しています。

○利用者のモラルとマナー

インターネットを利用するにあたっては、現実の社会と同じように、コミュニケーションの相手が人間であるこ

とを意識して人権尊重に心がけたいものです。匿名性の高いインターネットにおける人権侵害の防止は、現実社会にもまして利用者である私たち一人ひとりのモラルと意識にかかっています。一人ひとりが社会のルールとマナーを守り、適切なインターネットの利用を心がけなければなりません。



▶法務省ホームページから抜粋

次回の人権のつぼは、「子どもと携帯電話、インターネット」についてお伝えします。

オウム犯罪被害給付金 申請期限まであと4カ月

法律の施行から(平成20年12月18日)1年8ヶ月が経過し、給付金申請期限(平成22年12月17日)まであと4カ月となりました。

◆内容 地下鉄サリン事件などオウム真理教による殺傷犯罪の不特定多数の被害者を国が救済するものです。

◆支給対象者 オウム真理教による地下鉄サリン事件(平成7年3月20日発生)などの犯罪行為の被害者・遺族

◆給付申請期限 12月17日まで

◆被害類型

- (1) 死亡
 - (2) 障害
 - (3) 傷病
- (死亡・障害をもたらすものを除く)

- ① 重傷病(通院加療1月以上の傷病)
- ② 重傷病以外の傷病

(通院加療1日以上1月未満の傷病)

◆申請先

警察本部または警察署

◆問い合わせ先

八橋警察署

☎0858・49・0110